

交通事故発生状況

令和8年7月31日現在（暫定値）

三重県	区 分	総事故件数	人身事故 件数	死者数	負傷者数	物件事故 件数
	R8. 7末	32, 845	1, 586	41	1, 972	31, 259
	R7. 7末	31, 865	1, 442	26	1, 748	30, 423
	増減数	980	144	15	224	836

松阪市	区 分	総事故件数	人身事故 件数	死者数	負傷者数	物件事故 件数
	R8. 7末	2, 942	123	3	147	2, 819
	R7. 7末	2, 885	117	5	125	2, 768
	増減数	57	6	-2	22	51

	発生日	発生時間	場所	事故形態	死者	相手方
①	2月3日（火）	11:10頃	伊勢寺町	歩行者×軽四貨	90歳 男性	80歳 男性
②	3月4日（水）	05:30頃	飯南町深野	歩行者×普四乗	74歳 男性	83歳 男性
③	4月11日（土）	06:22頃	曾原町	軽四貨×普四乗	52歳 男性	22歳 男性

☆7月中、交通死亡事故の発生は無し

交通データより、自動車運転中のながらスマホの割合がとても高いことが分かってきました。ながらスマホは自身も周囲の方も危険にさらすので絶対にやめましょう！

☆生活道路の最高速度が60km/h⇒30km/h

令和8年9月1日より、生活道路（主に地域住民の日常生活に利用されるような、中央線などがない道路）における自動車の法定速度が60km/hから30km/hに引き下げられます。

※道路標識又は道路標示により最高速度が指定されている道路では、その速度が最高速度となります。例えば、道路標識により最高速度が40km/hと指定されている生活道路では、最高速度は30km/hではなく40km/hとなります。

※決められた速度の範囲内であっても、道路や交通の状況、天候や視界などをよく考えて、安全な速度で走りましょう。

一人ひとりが思いやりとゆずりあい「交通事故のない松阪市」を築きましょう。

松阪市地域安全対策課